

龍溪矢野文雄先生 三

往伯史談会

賛助会員 山内武 齋

大隈の知謀の一人となる

この頃、世にいう維新の三傑が相つゞいてこの世を去つた。木戸孝允は京都の宿でたおれ、西郷隆盛は城山で岩崎谷の露と消え、残る一人の大久保利通も、翌十一年五月、肥後井坂で刺客のためあえなく最期を告げた。三傑が世を去つたことは、当然政界に一大衝動を与え、おのずからその面目を一新した。即ち同年五月、伊藤博文は大久保の後をおそうて内務卿に、川村純義が海軍卿に任命され、七月には井上馨が工部卿に任命された。従来そのままの職にあるものは大蔵卿大隈重信と、陸軍卿山縣有朋及び司法卿大木喬任であった。

大隈重信は、伊藤博文と結んで政府改造を企圖し、福沢諭吉に優柔な人柄を推挙してくれらるるよう頼んだ。福沢は自分の門下生から推挙したが、龍溪先生もその選に當つた一人であつた。それについて次のような話が伝えられてゐる。

龍溪先生は少年の頃から銃獵が非常に好きであつた。明治十一年の初春、例によつて鴨獵に出掛けた。場所は下総の行徳の海辺である。そこは鴨が多くて有若女堤で、その頃はまだ宮内省の御獵場になつていなかつた。

たので、先生は唯一の狙い場としていた筈である。黎明の薄もやきついで塩浜に忍び寄ると、潮入りの池に、青頸の真鴨の雄と雌の二羽が姿をみせてゐる。先ずねらいを定めて雄を撃ちとめ、あわてて雌が中空に飛び立つとこゑをつぎまに第二弾、見事にあつて落花のように落ちてきた。その日の先生は頗る上ぎげんであつた。翌日この手帳を自慢しようと、その一羽をさげて恩師福沢先生を三田の邸に訪れた。とこゑが先生はよろこんだ。

「実は今日にも手帳を出して呼び寄せようと思つていたところであつた。それというのはいかぬ、かねて大隈大蔵卿から、部下に挙用したいから然るべき少壯者を見立ててくれということなので、君を屈竟の適任者と考へ一寸お話をしたところだ。一つ出てやつて見てはどうか。余人ならいざ知らず、大隈ならば、事をもに十るに随分面白がるうと思つて、……」

という話である。先生にとつては全く麻痺に水である。これまで夢にも仕官の望を抱いたことのない先生である。民間にあつて大いに政府に迫らうという考へはもつていたが、官途に就こうという心は及ぶんまなかつた。けれども折角恩師の勧めることであるので、即座に断ることも出来ず、「いざれ熟考の上お答えしましよう」と答えて引きとつた。

「鴨の自慢がとんだことになつたものだ」と思ひながら、先生は家に帰つて父先蔵にこのことを話すと、父は大賛成である。

「民間にいて、輿論の力を背景にして事を行なうことは一見花々しく見えるが、その実、急にその成果が現れるものではない。それより身と廟堂に連ねて志を行なう方が、その抱負と伸びやすい。ここはよく考

えた方がよかろう。」
としきりに仕官をすすめる。

恩師と父の勧めである。どうとう承諾の返事をした。

そして大隈大蔵卿の下に、奏任第三級の大蔵省少書記官となつた。明治十一年（一八七〇年）七月二十三日いよいよ正式の辞令を受取り、まだ二十才台の一書生が、一躍して高等の役人となつたのである。それも大隈と福沢との交友關係はいつ頃から始まつたのかわからないが、この二人の間は結ばれた系が、她がては矢野先生が一生涯を支配することにならうとは、誰しも思い及ばぬことである。ここに先生の新たな運命がひらかれ、新たな生涯が築かれたのであつた。

しかし、先生が官吏になつたとはいへ、決してその素志をなげうつたのではなかつた。熱烈焔の如き革命志士である龍溪先生は、素より官僚に甘んずるような小規模な人物ではない。将来のために實際政治家として政務事務の實際を研究したものの、それがたゞ憲政樹立の宿望をおさえるようなことになつた。先生は機会あるごとに、いな、あるゆる機会をとらえて、世に説き、人に説き、後輩を説き、先輩に建言して、徳を才憲政運動をつづけていた。大隈はいうまでもなく村幹に承てた屈指の大政治家に違ひなかつた。先生がその惟惟に容れずると、大隈は一層立憲政体を主張する最も進歩的の政治家に見えるべきだ。先生は我が意を得たりと思つたに違ひあるまい。もし大隈が立憲政体樹立の大旗をかかげることに不同意であつたならば、先生はその幕下に寸時も留まつていなかつたであらう。かような有縁であつたから、先生の名は大蔵省書記官であつても、少しも吏具を帯びず、むしろ政治家の色彩が濃厚であつた。が、大隈はいささかもそれを容れようとしなかつた。

けれどそのほかといつて、先生は大蔵省の所管事務を決して疎かにしなかつた。いさしくも政治家として、国の財政を詳かにしておくことが如何に必要であるか十分知りつくしている先生が、その事務を怠るようなことはあり得ないことである。大隈は先生を授權して検査局勤務とした。検査局とは会計の検査を司る役所である。今日に於ける会計検査院の前身ともいふべきもので、その頃は大蔵省の一局として所屬していた。

大隈が主宰する大蔵省は、すべての施政に対し、少くともその經費の支出に關して許否の決定をする権限を握つていた。各省からのあらゆる施政計画は必ず大蔵省に廻わされ、その意見を徴せねばならなかつた。しかも、大蔵省にまつては、如何なるものも会計検査局の査閲を經なければならぬのであつた。議院が開設された後は、國の歳入歳入に關する最終の審判即ち決定的許否は、無論すべて議会の手に委ねられたが、議会のないその頃は、あつては、そのうた権限は一切大蔵省、殊に検査局にあつたといつてよい。大隈はそこに矢野書記官を据えられたのである。大隈の眼識もさることながら、たゞかに異数の授權であつたに相違ない。

龍溪先生はかくして官界の人となつたが、かつて野におつて唱えた立憲政体の主張は、也がて全到に波及し、先生任官の一二年から更により一層強い叫びとなつた。当時、廟堂に於いて最も有力な進歩派は、大隈重信、伊藤博文、井上馨の三人であつた。中でも大隈は最も進歩的であつた。大隈の幕下には先生が居たり、井上の下には先生と同じ三田出身の逸枝中上川房次郎がいた。中上川は福沢翁の甥である。これと見ると福沢は一人は愛甥で、一人は高弟で、井上、大隈の二大政治家を動かしていた形である。伊藤は福沢一派とは親まず、むしろ疎

遠であつたが、伊藤も本末進歩派に属し、立憲論に共鳴して意見は一致していた。従つて三人は常に声を揃えて立憲政治の樹立を廟堂に提唱していたのである。

概観すれば、この国会開設運動は朝野双方の間に起つていた。野に国会開設請願の叫びがあり、政府内にもまた憲政樹立の主張がある。朝野が気脈を通じて相呼応したものであつたが、天下の形勢はこの内外双方の熱烈な努力によつて、刻一刻と動いていつたのである。

時代の風潮は維新当時とは比べられないほど著しい変化をした。維新当時は薩長二人であらざれば人にあらずといふのがかりに、薩長二藩の勢力は天下を風靡していた。廟堂に於ける権勢はこの二藩の元老宿將によつて占められていた。しかし年を経ると共にこの維新志士の功労も過去の史上に織りこまれ、元勳も次第に凋落していつた。この薩長の熱力に代るべきものは、国民多数の支持する政党内外ならぬ。現に西政諸國の生ける実例がはつきりとその範を示している。……とは伊藤、大隈、井上が辛しく考へ及んだことである。

かようにして時運は刻々に移り、民権論者は次第に増加して、立憲政治の黎明は既に訪れたのであつた。龍溪先生も思つた。「この氣運がもし順当に進むならば、三四年を出でずして念願の国会開設の目的は必ず達成できるのである」と。しかしながら、立憲政体を樹立するとしても、一体何が因の憲法をどんな形式にするか。またこれにどんな内容を盛るべきか、という實際上の問題について且二三の識者を除く外、殆どなんらか定見も持っていないであつたのである。それで朝野の民権論者をして向かう所を知らせ、研究の資料となるものを作成したならばかえうと考へたのが小幡篤次郎であつた。小幡は三田派の中であつて、福沢に次ぐ徳望の士で相当の熱力を持つ

ていた。小幡は「憲法の研究をして朝野の参考に供すること」が、当面集眉の問題である」と福沢に進言すると、福沢も「至極同感」と賛成した。そこで小幡は三田派の主な五人六名を同志として、毎週一二回交詢社に召集し討論して草案を作ることになつた。この会合に参加した面々は、小幡をはじめ、中上川彦次郎、荏田平五郎、阿部春蔵、馬場辰猪で、矢野先生もまた当然その一人に加わつていたことは申すまでもない。これらの人々は三田派屈指の代表的人物ばかりである。数十回におたる会合の結果、イギリスの憲政およびその慣行を範にして、一篇の憲法案を起稿し「私擬憲法」と名ずけて頒布した。所謂「交詢社案」といわれたものである。

この頃政府内に内閣と各省との分離論が起つた。當時の制度は各省の卿が内閣の参議も兼ねていたから、一人が内閣では参議、政務に於ては各省卿をやつていたのである。これを切離して、参議は内閣だけのものとし、各省卿は参議でないものを任じ、省卿と参議とを全衆別人にしようというのが分離論の要旨であつた。この分離論は政府内で勢力を得て遂に実施された。明治十三年（一八八〇年）二月、内閣と諸省は切り離され、大臣、参議、諸卿との間に一大変遷が断行された。即ち三條実美は太政大臣、熾仁親王は左大臣、岩倉具視は右大臣、大隈重信、伊藤博文、寺島宗則、西郷従道、川村純義、山田顕義、山縣有朋、黒田清隆、井上馨、大木高任はいずれも参議に任せられ、松方正義、佐野常民、大山巖、榎本武揚、河野敏録、田中不二磨、山尾庸三はそれぞれ各省の卿に任せられた。その結果従来各省卿に属していた者もまた内閣直屬となつて、矢野先生は、太政官書記官に任じられ、會計部参事となつた。こうして政府の最高勢力が全部太政官に集つたので、統制上各参議はそれぞれその受

持を定めることにした。井上なら外務関係、大隈なら大蔵関係に担当することになり、先生もまた太政官書記官として大蔵関係を受持った。

ところが新太政官の大蔵卿となつた佐野常民は、財政の方面で、事あるたびに参議大隈の指示を仰がなければならなかつた。内閣と省が分離しても内実はやはり従来のままであり、事財政に關する限り大隈の権限は依然強かつた。この分離策は廟堂に於ける大隈の勢力を殺ぐ一つの企てであつたが、こんな有様で事實上失敗であつたのである。

省卿の分離で機構の改革があり、太政官内に会計検査院が設けられ、矢野先生は太政官権大書記官兼二等検査官に任せられ、更に翌年(十四年)六月には太政官大書記官に榮進して統計院幹事を兼任した。かくの如く政府内で重きと方し、各方面にその手腕を揮つたが、人事について新進の抜擢に切れ味を見せ、牛場卓造、犬養毅、尾崎行雄などの俊材を統計院書記官に推挙した。

先生はその外の役職をも兼ねていたので、一日として席の暖まる暇はなかつたが、官途について約三年で官職はすべて奉仕の上級に昇つていた。父光俊は知事であつたとき、養任の二等官であつた。然るに先生は早くも父君と同等の地位に進んだ。父君の喜びは格別であつた。「あしの憚は三十になるかならぬで、もうわしと同じ地位まで進んだ」といつて喜んでさうである。先生は後年この時の父君の喜びを述懐して「官に就いてこれという嬉しいこととはなかつたが、養任二等となつた時に父が喜んでくれたときほど有難いこととはなかつた」と話していた。惜しいべきは、その翌年先生が養任一等に進まれたとき、父君はもはやこの世の人ではなかつた。

大隈の立憲政体樹立の主張は、廟堂の上に立つ人々に

容れられ、伊藤、井上の同意を得ていたが、憲政運用の具體的方策については充分理解されていなかった。それで大隈は養一あたい太政大臣、左大臣、右大臣の三大臣の腹をきめさせ、その上で閣僚の意見をまとめることが必要であると考え、三大臣に對して意見書を提出することにした。龍溪先生はその意見書の立案者であり、執筆者であつた。この意見書は、

第一、國議院樹立の年月を公布せらるべき事
第二、國人の輿望を察して政府の顯官を任用せらるべき事

第三、政黨官と永久官を分別する事
第四、宸裁を以て憲法を制定せらるべき事

第五、明治十五年末に議員を選挙せしめ、十六年初を以て國議院を開かるべき事

第六、施政の主義を定めらるべき事
第七、總論

の七ヶ條から成り、前に「養議ノ摘要」をそえてある。この意見書を要約すると、速かに立憲制度を布くことをその運用に當つてはイギリスの例にならば、議會に多數を擁する政黨に組閣を命ぜらるべきことを述べてある。特に第六節を見ると、大隈は主義政策を以て今の内閣を一政黨にまとめて、在野黨に對抗しようといふ心組があることがわかる。特に注目すべきは、三大臣は政争の上で超然たらしめようとしていたことである。即ち内閣會議(今でいへば大臣)は議會に於ける信任の有無によつてその進退を決することとは勿論であるが、その上に位する三大臣(太政大臣、左大臣、右大臣)は全然政黨政争に關係なくして、地方官、警察官及び司法官の任免等を直接統轄し、これらの者と政争の外において、選挙干渉を絶対に防ごうと考えたのである。このことはかつて三

田舎の有志が作製した「私擬憲法」を編む際、龍溪先生が極力主張したことで、この大隈の意見書にも特に力をこめて説いたものであった。

大隈はこの意見書を作成する前、主義を同じくする伊藤、井上と豫め協議し具休案を作るとよかつたのであるが、その手続きを履まなかつた。——このことが他日政界に大波紋を巻き起すことになった。——大隈はこの意見書を明治十四年（一八八一年）三月に、左大臣有栖川宮熾仁親王の手許に差出した。有栖川宮はこれを三條太政大臣と岩倉老大臣とに示された上、明治天皇の宸覽に供された。このことは閣僚の中は批判的態度を示すものがあり、徳かてなかつたが先ずことなくそのままに通つた。ところがここに端なく大爆発を起すことが偶然にも出現したのである。

政府は明治五年以来十年の歲月と費し、一千四百余万圓の巨費を投じて創立したといわれる北海道開拓使の官有物を、僅か三十万圓で、しかも無利息三十か年賦という條件で、薩長の御用商人たちでつくつた関西貿易会社へ払い下げようとした。それは明治十四年（一八八一年）六月の頃のことである。このことが一たび世間に伝わると、思はず非難攻撃の叫びが嵐の如く起つた。都下の大小新聞はいうに及ばず、大阪、神戸その他地方の新聞まで、筆をそろえて痛烈に攻撃した。各地の有志も至るところで演説会を起してこのことを糾弾した。こうして天下は物情騒然收拾できない有様となつた。しかもその攻撃は初めは松下の事件ばかり集中されてきたものが、薩長二派の横暴を呪う叫びとなり、ひいては政府全体を弾劾する声となり、更にそれらが一つの大きな渦を巻いて、怒濤のように中央へ中央へと押し寄せてきたのである。たまたま、龍溪先生はこの問題が勃発する頃から、小

閑と得たので暑中休暇をとつて郷里佐伯に帰り、好きな釣などして英気を養つていた。ところが八月終り帰京すると、大蔵卿佐野常民が先生をひそかに招いて、

「このたびは騒動は君も知つてゐるであらう。内閣の間では、矢野が九州に帰り肥薩の間を潜行して、各地の人心を煽動してゐるといふ評判が専らである。左官の身でありながらさういふことをやつては大いばこまる。」

とのことである。先生には全く寝耳に水の話である。

「それは全く事実無根のこととて、自分は郷里佐伯の外何処へも行つた覚えはない。事実を調べればすぐわかることとて、お話のことは途方もない流言です。」と答えた。佐野もこれには驚いて、

「なるほどそうか。」

といつた有様であつた。

龍溪先生は、陰に陽に憲政樹立と主張しても、薩長とにくんでこれを敵として覆すようなことばむしろ考えていゝなかつた。それどころか、薩長の実力は國家をささえる鞏固な一つの支柱である。これを敵としてこの支柱を奪うよりも、味方にして憲政運動に協力させたい方が、はるかに有利であり有意義であると信じていた。

ところがこの騒ぎは、はからずも政府部内に於ける大隈陣営の狼火となつた。「大隈一派は、三四年を出でずして憲政を布き議會を起さうとする極めて急激な主義をかざし、國民多数の好む者に組閣を命ぜられたといつてゐる。それはとりもなおさず天皇大権の発動に比べてしを容れることである。殊に大隈はそれに關する意見書をまとめ、閣僚に圖らずひそかに陛下に奏上した。なおその上、身は台閣に列しなから、この度の騒ぎにつけこんで暗に糸をひいて、人民を煽動して騒ぎを益々大きく

している。断じてこのままにしておくことは出来ない」という声が政府部内に高まつてきた。龍溪先生までが疑われるように、この度の大隈勳は大隈が陰謀を引いていふのだと、政府内の反大隈派の宣伝であつた。しかし大隈排斥の狼火は益々広がる一方で、大隈とともに立憲政治をめざしていた伊藤博文も井上馨も、「我々と大隈とは立場がちがう」と反大隈に廻つてしまつた。大隈は明治十四年十月十三日遂に諭旨免官となり、大隈と意を通じ直接間接の行動をとるにしてきた者は、悉く官を辞して廟堂を去つた。無論、龍溪先生も大隈に殉じ、在官三年二か月にして職を辞したのである。

今度の大隈の失脚は、單なる官有物松下の事件が火元になつて大火事になり、それが飛火して自分の手を焼いたやうなものであつた。しかし大隈が桂冠した日の前日即ち明治十四年(一八八一年)十月十二日に、明治二十三年を期して國會を開議するといふ、次のやうな大詔が渙発されたのである。

「……將ニ明治二十三年ヲ期シ、議員ヲ招シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サントス。今在廷臣僚ニ命ジテ假スニ時日ヲ以テシ經營ノ責ニ當ラシム。其組織權現ニ至リテハ朕親ラ衷ヲ裁シ時ニ及ニテ公布スル所アラントス。」

この大詔渙発はわが國の史上特筆すべきことであり、まことに開闢以來一新時代を劃するものである。「三四年の内には必ず實現せしめよう」とした先生ら主張に比べると、なお五六十年おくれだが、その目的のためには身をささげた先生たちの努力が報いられた、よしおくれるといへども、所期の目的を達成する日が確定したことは、非常の大きな收穫であつた。龍溪先生らは失脚したとはいへ、この意味では大いに満足されたことである。(註)

研究

緒方惟栄と惟庸

會員 佐 脇 貫

緒方惟栄と佐伯氏については、これまで度々書いてきたが、その關係について從來とはちがつた考へ方に到達したので、私オりの史料の解明について書いて見たい。渡辺澄夫先生は「大分県の歴史」の中で

「豊後大神氏は阿南、植田、大野、臼杵の諸氏に分かれる。阿南氏は大分郡阿南莊に勢力を占め、小原、大津、武宮、橋爪等の諸氏を分出する。植田氏は植田莊に定着し、吉藤名、光吉名、上義名、行弘名の名主となり、おち地頭として勢力をふるう。大野氏は大野莊の莊官として大友氏に反抗する。臼杵氏は臼杵莊、猪方莊、佐賀郷、戸次莊、佐伯莊、賀来莊に勢力を伸ばし、このなかから緒方惟栄らが輩出する。」

と書いておられる。私も本誌四十五号に豊後大神氏について考究し、だいたい先生と同様の記述をしたが、臼杵氏については流連の大神系圖のまま、惟盛(惟基の五男)を三重九郎大夫として、その後を臼杵氏とした。

臼杵氏はもろもろ臼杵莊に居住していたから臼杵氏を称したもので、臼杵莊(二百所)を中心し、佐伯莊(百八十所)、佐賀郷(百五十所)、大野郡猪方莊(二百八十所)、大分郡戸次莊(九十所)、賀来莊(二百三十所)にそれぞ一族を進出させて勢力を伸ばした。系圖によると惟盛の俊惟衛、惟用の二代を経て臼杵二郎惟隆、緒方三郎惟彦、佐賀四郎惟憲があり、その居住地と輩行を